

予定申告書（第20号の3様式）記載の手引

この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。草津市長あてに1通提出してください。

金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って正確に記載してください。

欄	記載のしかた
※処理事項	記載は不要です。
法人番号	法人番号（13桁）を記載します。
法人名	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について申告書を提出する場合は、当該法人課税信託の名称を併記します。
所在地	本店の所在地を記載します。本市に支店等のみを有する場合は、市内の主たる支店等の所在地も併記してください。
事業種目	事業の種類を具体的に記載します（例：電気器具製造業）。2以上の事業を行う場合は、それぞれの事業を記載して、主たる事業に○印を付して記載してください。
前期末現在の資本金の額又は出資金の額	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。 （ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 ※法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かっこ内を除きます）。
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。 ※資本金の額は、上記と同じです。 ※資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
前期末現在の資本金等の額	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)を除きます）：法第292条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)を除きます）：法第292条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社：政令第45条の5で準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額
予定申告税額②	(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
この申告により納付すべき法人税割額④	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
算定期間中において事務所等を有していた月数⑤	月数は暦に従って計算します。1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。 ※算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
円 × ⑤ / 12 ⑥	この金額に100円未満の端数があるときは、端数金額は切り捨てた金額を記載します。
当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数	当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。新設又は廃止された事業所等の場合も、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。
前事業年度の法人税割額の明細	前事業年度又は前連結事業年度の確定（修正）申告書に基づき、それぞれの欄に対応する金額を記載しています（合併等により確定（修正）申告書の記載内容と変わる場合を除く）

欄	記載のしかた
(⑨から⑱までの欄)	きます)。
法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額	2 以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合に、第 1 号様式による届出書に代えようとするものが記載します。記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。
指定都市に申告する場合の⑥の計算	指定都市に申告する場合にのみ使用する欄のため、本市の場合は記載不要です。